

# 【練馬区 軽度者申請 Q & A集】

令和3年3月1日 更新

種別	質問	回答	備考
1	申請時期 軽度者申請はいつまでに手続きをすればよいですか。	<b>原則として、福祉用具貸与の開始前に申請してください。</b> 提出期限は 要介護認定決定日から1か月以内 福祉用具の貸与開始日から1か月以内 のいずれかに申請してください。	
2	適用期間 軽度者申請の承認期間はいつまでですか。	<b>当該被保険者の要介護認定期間最終日までです。</b>  軽度者の福祉用具貸与の例外給付は 医師の医学的な所見に基づき サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより必要性を判断されたことを 練馬区が確認した場合に限られます。 ( * 「認定調査結果での判断」と「ケアマネジメントで判断」の場合を除く ) 区分変更や更新の結果「軽度」(例外給付)として貸与を継続する場合は、新しい認定期間での軽度者申請が必要です。  承認期間を過ぎて、未申請のまま貸与を開始した場合は、給付費が返還になる可能性がありますのでご注意ください。	
3	申請資格 要支援2で特殊寝台の利用者のうち、ケアプラン作成を地域包括支援センターから受託している居宅介護支援事業所で行っている場合、軽度者申請の手続きは地域包括支援センターと事業所のどちらになりますか。	<b>居宅介護支援事業者が軽度者申請の手続きを行ってください。</b>  なおこの場合、軽度者申請の手続き前、ケアプランについて地域包括支援センターの承認を得ておいてください。  居宅サービス開始届は、地域包括支援センターが提出することになっています。(提出先は、介護システム係)	
4	申請時期(新規利用) 現在、新規の要介護認定申請中で、暫定ケアプランにて特殊寝台を利用したいと考えています。もし要介護1の認定決定が出た場合、軽度者申請は、いつまでに行えばよいですか？	<b>認定決定日から1か月以内に申請してください。</b> 貸与開始日に遡って承認が必要な場合は、暫定ケアプランとケアプランの両方の提出が必要です。 ・認定結果を「軽度」(例外給付対象)と想定して暫定利用する場合は、暫定ケアプラン作成時に医師の所見を確認してください。 ・認定結果を「軽度ではない」(例外給付対象ではない)として暫定利用した場合は、認定結果後速やかに医師の所見を確認してケアプランを作成してください。	
5	申請時期(継続利用) 軽度者申請で承認を受けた要介護1の被保険者(特殊寝台を貸与)の認定期間が10月31日までとなっています。認定の更新申請をして、11月10日に認定が決定し、11月1日から要介護1となりました。この場合(介護度が変わらない場合)も、11月1日以降の特殊寝台貸与継続の軽度者申請は必要ですか。	<b>介護度が同じ場合でも、認定期間ごとに申請が必要です。</b> 11月10日が認定決定日ですので、認定決定日から1か月以内に軽度者申請をしてください。 この場合は、12月9日までに、暫定ケアプランとケアプランの両方の提出が必要です。	
6	申請時期 認定結果が出るのが遅れてしまいましたが、貸与開始日(または認定開始日)に遡って承認してもらえますか。	<b>認定決定日から1か月以内に軽度者申請していただければ、貸与開始日(または認定開始日)からの承認となります。</b> その場合は、暫定ケアプランとケアプランの両方の提出が必要です。	
7	申請時期 軽度者申請を失念していました。今から申請した場合、貸与開始日に遡って貸与を承認してもらえますか。	申請が遅れてしまった場合は、 <b>申請日に属する月の1日からの承認となります。</b> 承認日より以前の福祉用具貸与分は介護保険対象外となります。	

## 【練馬区 軽度者申請 Q & A集】

令和3年3月1日 更新

種別	質問	回答	備考
8	申請有無 要介護1の被保険者の状態が、直近の認定調査から著しく悪化し、福祉用具の貸与を開始したい場合、医師の所見があれば申請はできますか。	<b>例外給付を行う場合は、軽度者申請が必要です。</b> 医師の所見の確認・サービス担当者会議の開催・ケアプランの作成等一連の手続きがなされ必要な書類が整っていれば申請は可能ですので、貸与開始日から1か月以内に申請を行ってください。  また、認定調査から状態が著しく変わっているのであれば、要介護度自体にも影響があると想定されますので、要介護度の区分変更申請が必要と思われます。その場合は、問4を参考に認定決定日から1か月以内に暫定ケアプランとケアプランの両方の提出が必要です。	
9	申請有無 要介護1の被保険者が、特殊寝台の貸与を開始した後、軽度者申請前に死亡した場合も申請は必要ですか。	<b>例外給付を行う場合は、軽度者申請が必要です。</b> 亡くなる前に、医師の所見の確認・サービス担当者会議の開催・ケアプランの作成等一連の手続きがなされ必要な書類が整っていれば申請は可能ですので、貸与開始日から1か月以内に申請を行ってください。	
10	申請有無 10月1日に練馬区に転入してきた方について、転入前に軽度者として福祉用具の貸与を利用していた場合でも申請は必要ですか。	<b>保険者が確認する必要があるため、改めて練馬区に対しての軽度者申請が必要です。</b> 要介護認定決定日または貸与開始日から1か月以内に申請を行ってください。	
11	申請有無 担当のケアマネジャー（居宅介護支援事業所）が変更になりましたが、軽度者申請は必要ですか。	<b>ケアマネジャーが変わった場合、改めての軽度者申請は不要です。</b> 被保険者の状態や貸与内容に変更がない等ケアマネジメントの必要がない場合は、要介護認定期間ごとの申請となります。 ケアマネジャー間（居宅介護支援事業所間）の引継ぎの際に、「確認通知」の写しを変更後のケアマネジャーに渡すなど適切な引継ぎを行ってください。	
12	申請有無 みなし2号（生活保護を受給している40歳以上65歳未満の要介護認定者）の方も軽度者申請は必要ですか。	<b>必要です。</b> みなし2号の方は、介護保険給付ではなく生活保護費からの給付となりますが、例外給付に該当するかの確認・判断を被保険者の方と同様に介護保険課で行っています。貸与・申請前に、必ず担当のケースワーカーにご相談の上、手続きを進めてください。	
13	申請有無 現在、軽度者申請をして貸与を受けている被保険者について、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から面会が困難ということで、臨時的取扱により認定期間が6か月間延長になりました。この場合、6か月間延長期間にかかる軽度者申請は必要ですか。	<b>同内容の貸与の継続であれば、貸与の対象期間も同様に延長する取扱とし、確認申請の提出は不要です。</b> なお、延長期間にかかる「確認通知」の交付もありませんので、その経緯・内容（医師の所見に基づく必要性の判断）をケアプラン（支援経過等）に記載するなどして確認できるようにしておいてください。  ただし、以前の認定期間において軽度者申請をしていない（福祉用具貸与されていない）被保険者で、身体状況の変化により、6か月延長の認定期間の初日から福祉用具を貸与開始する場合は、軽度者申請が必要です。また、その間の貸与種目の追加や区分変更の場合は、通常通りの軽度者申請が必要となります。	
14	再申請 付属品のみを利用する場合も、軽度者申請が必要ですか。	<b>例えば、軽度者申請済みの特殊寝台本体を利用して追加で特殊寝台の付属品を利用する場合、付属品のみ軽度者申請の手続きが必要です。</b> また、自費で購入している特殊寝台に対しての付属品を介護保険給付として追加で利用したい場合は、まず自費の特殊寝台本体について医師の所見が必要となります。医師の所見において必要性が確認できるものであれば、付属品に関する軽度者申請の手続きが可能です。（車いすも同様） なお、介護保険給付の対象となる付属品は「本体と一体的に使用されるものに限る」ので、 <b>本体の利用が無い状況で付属品のみを利用する場合や特殊寝台にあたらぬ一般のベッドの付属品として利用する場合は、給付対象外となります。</b>	

## 【練馬区 軽度者申請 Q & A集】

令和3年3月1日 更新

種別	質問	回答	備考
15 再申請	認定期間中に、別の福祉用具の貸与を追加したり変更したい場合には申請は、必要ですか。	<p><b>新たに貸与種目が増える場合は、申請が必要です。</b></p> <p>例1：特殊寝台本体を貸与していたが、サイドレール（特殊寝台付属品）が必要になった場合 種目が異なるため必要</p> <p>例2：マットレス（特殊寝台付属品）を貸与していたが、床ずれ防止用具に変更する場合 種目が異なるため必要</p> <p>例3：サイドレール（特殊寝台付属品）を1本借りていたが、2本必要・マットレスを追加等 同じ種目のため申請は不要。</p> <p>ただし、経緯・内容は記録に残しておくこと。</p>	
16 貸与対象	どのような福祉用具が貸与対象として認められていますか。	<p><b>原則、公益財団法人テクノエイド協会で福祉用具貸与種目となっている商品について貸与の対象としています。</b>ただし、体位変換器の【ナーセントパット】は「専ら体位を保持するもの」にあたるものとして、練馬区では対象としていません。</p> <p>貸与種目の有無については、テクノエイド協会のHPでご確認ください。（区分欄に「貸与」の表示された商品が介護保険対象商品です。）</p>	<p>テクノエイド協会HP  <a href="http://www.techno-aids.or.jp">http://www.techno-aids.or.jp</a></p>
17 医師の所見	医師の医学的な所見の判断は、主治医ではないかかりつけ医に頼んでも構いませんか。	<p>例外給付の必要性（該当する状態像について）を判断できる医師であれば、<b>主治医以外でも差し支えありません。</b></p>	
18 医師の所見	主治医意見書に「ベッドが必要である」と記載がありました。この所見で特殊寝台の貸与は可能ですか。	<p>軽度者の例外給付の対象とできるものは、厚生労働省の示した種目と状態像であるため、単に「福祉用具の必要」や「診断名のみ」の理由」だけでは足りず、<b>例外的貸与の状態像のいずれかに該当することが具体的にわかるように聴取しその内容を記載し申請する必要があります。</b></p> <p>また、この場合は「ベッド」と「特殊寝台」の必要性の混同が無いように確認する必要があります。</p> <p>&lt; 医師の所見記載例 &gt; * 確認年月日・医療機関名・医師名も必要          ○：パーキンソン病により時間帯によって起き上がりが困難な状態になるため特殊寝台が必要である。          申請理由1に該当</p> <p>×：パーキンソン病のためベッドが必要である。          （「診断名のみ」で該当する状態像が不明、「ベッド」の記載では一般的なベッドとの区別が不明）</p> <p>なお、医師の所見を確認した資料（主治医意見書や診断書、ケアマネージャーが聴取した書類等）は添付する必要はありませんので、必ず、医師の所見（医学的な所見）は居宅（介護予防）サービス計画またはサービス担当者会議の要点に記載してください。</p>	

【練馬区 軽度者申請 Q & A集】

令和3年3月1日 更新

	種別	質問	回答	備考
19	医師の所見	<p>転倒防止や関節痛・腰痛等の悪化の可能性などは、申請理由3「疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者」に該当しますか。</p>	<p><b>安全（転倒による骨折の可能性の回避）や予防（関節痛・腰痛等の悪化の可能性）等の理由だけでは、例外給付の対象として適切なケアマネジメントにより判断されていることは確認できません。</b></p> <p>右記の通知により、軽度者に対する福祉用具（特殊寝台）の貸与について、「医師の医学的所見に基づき例外給付を認める際の理由等における不適切と思われる事例」が挙げられていますので、ご確認ください。</p> <p>「ベッド」の必要性と「特殊寝台」の必要性を混同している事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・布団(床)から起き上がりが困難</li> <li>・手すり等つかまるものがないと起き上がり、寝返りが困難</li> <li>・視力障害があり、布団の上げ下ろしが困難</li> </ul> <p><b>転倒防止、苦痛軽減等の予防的理由となっている事例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃用症状になるのを防止するため</li> <li>・一人暮らしの自立支援に必要</li> <li>・ダニによる被害を避けるため</li> </ul> <p><b>その他の事例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者の定めた様式に医師がチェックをつけているのみで、具体的な記載がない</li> <li>・医師の意見書又は診断書に病名しか記載しておらず、サービス担当者</li> </ul> <p>会議の要点等にも明確な(具体的な)理由の記載がない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般施策からの変更や自費購入から保険給付に変更していると思われる事例</li> </ul>	<p>H20.3.27 東京都福祉保健局 事務連絡</p>
20	その他	<p>利用者が退院するにあたり、家族から病院と同様にサイドレールを4本利用したいとの希望があります。</p> <p>他自治体では4本のうち1本を開閉のできる介助バーにすれば身体拘束にあたらず算定可能といわれていますが、練馬区での基準や事例はありますか。</p>	<p><b>身体拘束は、サイドレールの本数によるものでなく「利用者の行動を制限する行為」に該当するか否かで判断するものであり、区の基準や事例は特にありません。</b>他の手段等を検討した結果「緊急やむを得ない」場合に限り、必要な手続きの上可能となるため、関係者全体で判断する必要があります。</p>	